

住宅リバースローン

(2024年2月1日現在)

1. 商品名(愛称)	住宅リバースローン
2. ご利用いただける方	以下の条件を全て満たすお客さま ①お申込時の年齢が満60歳以上の方(債務者・連帯債務者ともに) ②安定した継続的な収入のある方(年金収入を含みます) ③夫婦2人暮らし、または1人暮らしの方 ※同居する配偶者の方は連帯債務者となっていただきます。 (配偶者以外の方と同居されている場合は原則としてお申し込みいただけません。諸事情により同居者がいらっしゃる場合は、個別にご相談ください。) ④お取扱店の営業区域内にお住まいの方 ⑤住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認が受けられる方 ⑥外国籍のお客さまは、永住許可を受けている方
3. お使いみち	①ご自宅の建設・購入・リフォーム資金(セカンドハウスを含みます) ②お子さま世帯の住宅取得資金 ③サービス付高齢者住宅の入居一時金 ④住宅ローンの借換え資金
4. ご融資金額	100万円以上8,000万円以内(1万円単位) ※所要資金の100%以内かつ担保物件評価額の60%以内。
5. ご融資期間	お借入人がお亡くなりになった日(連帯債務者がいる場合は全員がお亡くなりになった日)まで
6. ご融資利率	変動金利 ①変動金利は当行の新長期プライムレートを基準にして決定されます。 ②金利の見直しは毎年4月1日と10月1日に行い、それぞれ翌々月(6月・12月)の約定返済日の翌日より新利率を適用いたします。 ※金利については窓口でお問い合わせください。
7. 元金返済方法	・元金は期日一括返済です。 ・お借入人全員がお亡くなりになられた時は、ご相続人さまに担保物件の売却または自己資金で当行に元利金の一括返済をしていただきます。 ・ご相続人さまに元利金の一括返済をいただけない場合等は、当行は住宅金融支援機構の保険金を受領し、元金の返済に充当いたします。住宅金融支援機構は担保物件の売却により元利金を回収させていただきます。その際、担保物件の売却額が元利金の残高に満たない場合でも、残る金額についてご相続人さまに請求いたしません。(ノンコース型という、ご相続人さまにも負担の少ない仕組みです)

次の頁に続きます。

8. 利息返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資期間中は毎月お利息をお支払いいただきます。 ・毎月16日(休日の場合は翌営業日)に、ご返済用の普通預金口座から自動引き落としいたします。 													
9. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自宅に対して当行を第1順位とする抵当権を設定させていただきます。担保となる建物には、火災保険を付けていただきます。なお、保険金請求権に対して当行を質権者とする質権を設定させていただく場合があります。 ・担保となる物件は、当行営業区域内所在の住宅とさせていただきます。 													
10. 団体信用生命保険	ご加入いただけません。													
11. 保証人	住宅金融支援機構の住宅融資保険を付保する(保険料は当行が負担いたします)ため、連帯保証人は不要です。													
12. ローン事務取扱手数料	1件につき110,000円(税込)													
13. その他の手数料	<p><繰上返済手数料等></p> <table border="1"> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td></td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全額繰上返済</td> <td></td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>借入後10年超</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">条件変更</td> <td></td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>引落口座変更</td> <td>無料</td> </tr> </table> <p>※手数料には消費税を含みます。</p>	一部繰上返済		33,000円	全額繰上返済		33,000円	借入後10年超	無料	条件変更		33,000円	引落口座変更	無料
一部繰上返済		33,000円												
全額繰上返済		33,000円												
	借入後10年超	無料												
条件変更		33,000円												
	引落口座変更	無料												
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込時に債務者・連帯債務者・担保提供者・同居者・連帯債務者とならない配偶者の全員に当行のカウンセリングを受けていただきます。また、推定相続人代表の方にカウンセリング時の同席をお願いする場合がございます。 ・年1回当行よりお借入人へ安否確認の連絡および担保物件の現況確認をさせていただきます。 ・お借入人全員がお亡くなりになられた時は、ご相続人さまに元金金の一括返済をしていただきます。担保物件の売却で返済する場合、同居者には退去いただく必要がございます。なお、ご相続人さま等による債務引受はできません。 ・お借入後、お客さまのご依頼によりご返済条件を変更される場合は、その都度、手数料が必要になります。 ・ご利用にあたっては当行所定の審査がございます。審査の結果ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 													
15. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>													